



ゴールデンウィーク期間中の 運転免許関係の手続について



4月25日(木)から5月7日(火)の間、山口県総合交通センターで行う運転免許業務は下記のとおりです。

区 分	月	4						5						
	日	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7
	曜	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
更 新		○	×	×	○	×	○	○	○	×	×	○	×	○
記載事項変更		○	×	×	○	×	○	○	○	×	×	○	×	○
自主返納		○	×	×	○	×	○	○	○	×	×	○	×	○
試 験		○	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	○
再 交 付		○	○	×	△	×	○	○	○	×	×	△	×	○

○：業務を行います ×：業務を行いません

△：免許証住所が県内で、免許更新と同時の方のみ行います

※ 県外転入者の「免許更新と同時の再交付」は平日のみ受理します。



ゴールデンウィーク期間中及びその前後の日は、更新手続をされる方、試験を受験される方など多くの方が来場され、大変混雑します。

お急ぎでない方は、なるべくこの期間を避けて手続をお願いします。

各警察署及び幹部交番では、土曜日、日曜日、休日には各運転免許業務を行っていませんのでご注意ください。



ゴールデンウィーク期間中に運転免許証の有効期限の満了日を迎える方

運転免許証の有効期間の末日が土曜、日曜日及び休日に当たる
ときは、

これらの日の翌日(土曜日の場合は日曜日以降の平日)が
有効期間の末日とみなされます。

例：5月3日(金)から5月6日(月)までに有効期間が満了する方
⇒5月7日(火)まで有効

